



発行 東京都

目次

34

規則（教）

○学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………一

○東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則……………一

訓令（教）

○東京都立学校の経営企画室に関する規程の一部改正……………二

規則（公）

○警視庁警察職員の定員に関する規則の一部を改正する規則……………二

規則（教）

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十九号

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和三十四年東京都教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条第二項及び」を削る。

第二条を次のように改める。

（基準となる職務と同程度の職務の分類）

第二条 条例第七条第二項による格付けに当たっては、条例別表第一に定める等級別基準職務表に掲げる基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第十一条の見出し中「条例の適用を受けない職員」を「条例以外の給与に関する条例の適用を受ける者」に改め、同条中「条例の適用を受けない職員」を「職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）又は東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）の適用を受ける者」に改める。

第十四条第一項中「四号給を標準として六号給」を「人事評価の結果について人事委員会と協議して定める付与率その他の基準により区分した評語が中位となつた職員の昇給の号給数を欠勤等の特別の事情がない限り四号給とすることを標準として、零から六号給まで」に改め、同条第二項中「前条及び前項」を「前項に定めるもののほか、前条及び同項」に改める。

第十五条の二第一項中「同項」を「同項本文」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十号

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校設置条例施行規則（昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中

同	科学技術高等学校	全日制	科学技術科	機械情報デザイン科、化学環境システム科	を
同	科学技術高等学校	全日制	科学技術科		に
改め、同表三の項中					
同	江東特別支援学校	知的障害	小学部		を
同	江東特別支援学校	知的障害	中学部		
同	江東特別支援学校	知的障害	高等部	普通科	に、
同	白鷺特別支援学校	知的障害	中学部	普通科	を
同	白鷺特別支援学校	知的障害	高等部	普通科	に

改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

訓 令 (教)

●東京都教育委員会訓令第二十号

東京都立学校の経営企画室に関する規程 (昭和六十一年東京都教育委員会訓令第十号) の一部を次のように改正する。

都 立 高 等 学 校	都 立 中 等 教 育 学 校	都 立 特 別 支 援 学 校	都 立 中 学 校
-------------	-----------------	-----------------	-----------

平成二十八年三月三十一日

東京都教育委員会

別表を次のように改める。

別表 (第三条関係)

特別支援学校

名	称
東京都立光明特別支援学校	
東京都立八王子特別支援学校	
東京都立城东特別支援学校	
東京都立町田の丘学園	

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則 (公)

警視庁警察職員の定員に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

●東京都公安委員会規則第7号

警視庁警察職員の定員に関する規則の一部を改正する規則

警視庁警察職員の定員に関する規則 (昭和38年8月1日東京都公安委員会規則第5号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表(1)の項中「43,343人」を「43,426人」に、「1,084人」を「1,173人」に、「2,470人」を「2,562人」に、「12,825人」を「12,764人」に、「13,268人」を「13,204人」に、「13,696人」を「13,723人」に改め、同表(2)の項中「2,907人」を「2,961人」に改め、同表合計の項中「46,250人」を「46,387人」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

行 東 京 都
東京都市西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

都 郵 便 番 号
163-8001

定 価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

所 勝 美 印 刷 株 式 会 社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵 便 番 号
113-0001